

岩手県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る 慰労金交付要領

(趣旨)

第1 岩手県の交付する、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る慰労金（以下「慰労金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2 医療機関等に勤務する医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、及び③医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

(慰労金の給付)

第3 慰労金は、国の実施要綱3.(17)に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、岩手県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者等に対し給付する。

2 慰労金の金額は、別表のとおりとする。

(医療機関等による慰労金の代理申請及び代理受領)

第4 慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、医療機関等が、代理申請・受領委任状（様式第3号の1若しくは様式第3号の2）により、当該医療機関等に勤務している者又は勤務していた者のうち第3に規定する給付対象者に該当する者から慰労金の申請及び受領に関する権限の委任を受け、代理申請・受領を行い、医療機関等から医療従事者等に給付するものとする。医療従事者等から委任を受けて代理申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに給付申請書（様式第6号）、医療機関等情報（様式第1号）及び給付対象内訳（様式第2号）を岩手県国民健康保険団体連合会（以下、国保連という。）を通じて、知事に提出するものとする。ただし、やむを得ない場合には、医療従事者等から、別紙様式1により、知事に直接申請するものとする。

2 前項の規定に関わらず、国保連に登録されている口座が債権譲渡されている等の場合によって代理受領を行えない医療機関等にあつては、代理申請委任状（様式第4号の1若しくは様式第4号の2）により、当該医療機関等に勤務している者又は勤務していた者のうち第3に規定する慰労金の給付対象者に該当する者から慰労金の申請に関する権限の委任を受け、慰労金の代理申請を行うものとする。

3 医療機関等は、代理申請・受領委任状又は代理申請委任状を令和3年4月1日から5年間保管するとともに、県から求められた場合は、提示できるようにしておくものとする。

(申請の受付開始日及び期限)

第5 慰労金の申請受付開始日は、令和2年7月28日とし、令和3年2月28日までに申請しなければならない。

(委託会社等から医療機関等への代理申請及び代理受領の依頼)

第6 医療機関等に勤務する委託会社等の職員分の申請については、原則として、医療機関等が、代理申請・受領委任状(様式第5号及び別紙)により、委託会社等から慰労金の申請及び受領に関する権限の委任を受け、代理申請・受領を行い、医療機関等から医療従事者等に給付するものとする。なお、医療従事者等への慰労金の給付は、委託会社等を経由することを妨げない。

(給付の決定)

第7 知事は、医療機関等又は医療従事者等から第4の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに慰労金の給付を決定するものとし、その決定の内容を別紙様式2により申請者に通知するとともに、慰労金を給付する。

(慰労金の給付等に関する周知等)

第8 知事は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関等及び医療従事者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9 知事が第8の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関等又は医療従事者等から第5に定める申請の期限までに第4の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第7の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、岩手県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

(実績報告及び精算)

第11 代理申請・受領を行った医療機関等は、給付が完了したときは、あらかじめ指定する期日までに添付書類を添えて実績報告書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による実績報告書を確認し、必要に応じて交付額の精算を行う。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第13 その他必要な事項は、知事が別に定める。

(別表) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

区分		慰労金交付額
対象施設	対象者	
1 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、岩手県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の岩手県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員	①実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関の医療従事者や職員	1人 200,000円 ※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員は、1人 100,000円
	②新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の医療従事者や職員	1人 100,000円
2 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、岩手県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員	①実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等の医療従事者や職員	1人 200,000円 ※ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員は、1人 100,000円
	②新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合医療従事者や職員	1人 100,000円
3 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、岩手県から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（岩手県からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）医療従事者や職員	—	1人 200,000円
4 岩手県から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院、診療所及び歯科診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員	①実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等の医療従事者や職員	1人 200,000円 ※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員は1人 50,000円を給付
	②新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合医療従事者や職員	1人 50,000円

※医療従事者や職員には、委託業者等の従事者を含む。